

平成28年3月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

平成28年3月 定例教育委員会提出案件

(平成28年3月30日提出)

(議案事項)

議第16号	平成28年度中津市教育行政基本方針について	P 1
議第17号	中津市指定文化財の指定についての答申について	P 3
議第18号	高規格道路 中津日田道路建設に伴う本耶馬溪中学校 用地の処分について	P 7
議第19号	組織機構の改編に伴う教育委員会規則等の改正について	P 11

(報告事項)

報 告	「豊前神楽」の国の重要無形民俗文化財指定について	P 35
報 告	大貞総合運動公園全体及び各施設におけるネーミング ライツについて	P 39
報 告	平成28年第1回定例市議会一般質問について	P 41
報 告	教育委員会事務局職員の人事異動（内示）について	P 51
報 告	耶馬溪地区の学校の今後について	P 53

平成28年度中津市教育行政基本方針について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成28年3月30日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

平成28年度 中津市教育行政基本方針

H28.3.16

- ◎平成28年度中津市教育行政基本方針として、次の8項目を重点課題として掲げ、人権尊重と平和社会実現の願いを基調にし、中津市の教育理念である「一人ひとりを大切にする教育」と合わせ「自立して社会の一員として生きる基盤を育てる教育」の確立をめざす。
- ◎「自立する力・郷土を愛する心を育み社会の一員として生きる人材育成」と「生涯にわたり学ぶことができる学習環境づくり」に取り組み、「ひとが育ち、文化・スポーツで活力あるふるさとづくり」をめざす「学びの里づくり」を、家庭教育の充実を基盤として、保護者や地域と連携し推進する。
- ◎グローバル化に対応できる人材育成をめざし、国際理解の基礎を培う観点から、身近な外国語として英語教育を充実させる。
- ◎学力向上は、「生きる力」「共に生きる力」を支える大切な要素である。マンパワーの充実を図り、組織的・効果的に活用する「学びの里づくり『学力向上等アクションプラン』」を展開することで、学力向上を推進する。
- ◎学校力(組織力、授業力、教師力など)のある学校(園)づくりをし、子ども、保護者や地域にとって「魅力ある学校(園)」をめざす。

【重点課題】

1. 「生きる力」「共に生きる力」を育む学校教育の推進
2. 特色と活力のある学校(園)づくりの推進
3. 安全・安心な学校(園)づくりの推進
4. 一人ひとりを尊重する人権教育の充実
5. 生涯学習社会の形成と社会教育の推進
6. 市民文化の創造、文化財・伝統文化の保存と活用
7. 健康な心と体をつくる食育の推進
8. 市民スポーツの振興

中津市指定文化財の指定についての答申について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成28年3月30日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

中津市指定文化財の指定についての答申書

中津市教育委員会
委員長 水谷良之殿

中津市文化財調査委員会
委員長 高橋一臣



中津市教育委員会より、中津市文化財保護条例第4条第3項の規定による指定の諮問のあった案件について下記のとおり答申を行います。

記

1. 下記中津市指定史跡については現状変更を承認することが適当である。

① 名称及び指定区分

「御船寄」 中津市指定史跡

② 指定年月日

平成14年1月12日

③ 所在場所及び面積

中津市一番地 地先 6,500 m²

④ 所有者の氏名又は名称及び住所

大分県

大分市大手町3丁目1番1号

⑤ 承認理由

当該史跡の現状変更に係る道路改良事業は、観光施設へのアクセス改善、中津市中心部の渋滞緩和、安全・安心な都市空間の確保、防災機能の強化等を目的としている。当該史跡は、中津藩の歴史を考えるうえで重要な史跡であることから、道路構造上許される最小限の影響となるよう計画されているが、道路整備に伴う形状変更は避けることができない。

2. 中津市指定文化財の下記(1)、(2)の指定候補については、指定を行うことが適当である。

(1) 法垣遺跡

① 所在の場所

中津市大字加来1568の一部

中津市大字加来1569の一部

中津市大字加来 1 5 7 0 の一部

中津市大字加来 1 5 7 1 の一部

中津市大字加来 1 5 7 2 の一部

②所有者の氏名又は名称及び住所

中津市

中津市豊田町 14 番地 3

③指定理由

当遺跡は縄文時代後期の集落の中でも拠点的な性格をもち、中津市はもとより九州の縄文時代文化を考える上で重要な遺跡である。

(2) 石造文殊菩薩坐像（禅海和尚の墓）附伝禅海和尚遺品

①員数 1 軀 附 8 点

②所在の場所 大分県中津市本耶馬溪町跡田字松尾 1 5 1 0 - 5

③所有者の名称及び住所

中津市

中津市豊田町 1 4 番地 3

④製作年代 宝暦 3 年（1 7 5 3 年）

⑤指定理由

当像を彫刻した石工岸野平右衛門は、禅海が競秀峰からの滑落者供養のために安置した石造地藏菩薩坐像（現在、耶馬溪風物館に保管：中津市指定有形文化財）と同じ作者である。石材は共に花崗岩で像容は非常に似ており重要な文化財である。

高規格道路 中津日田道路建設に伴う本耶馬溪中学校用地の処分について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成28年3月30日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

教育財産の処分について

事業名 高規格道路 中津日田道路建設工事

事業地 中津市本耶馬溪町跡田 地内

事業主体 国土交通省大分河川国道事務所

事業目的

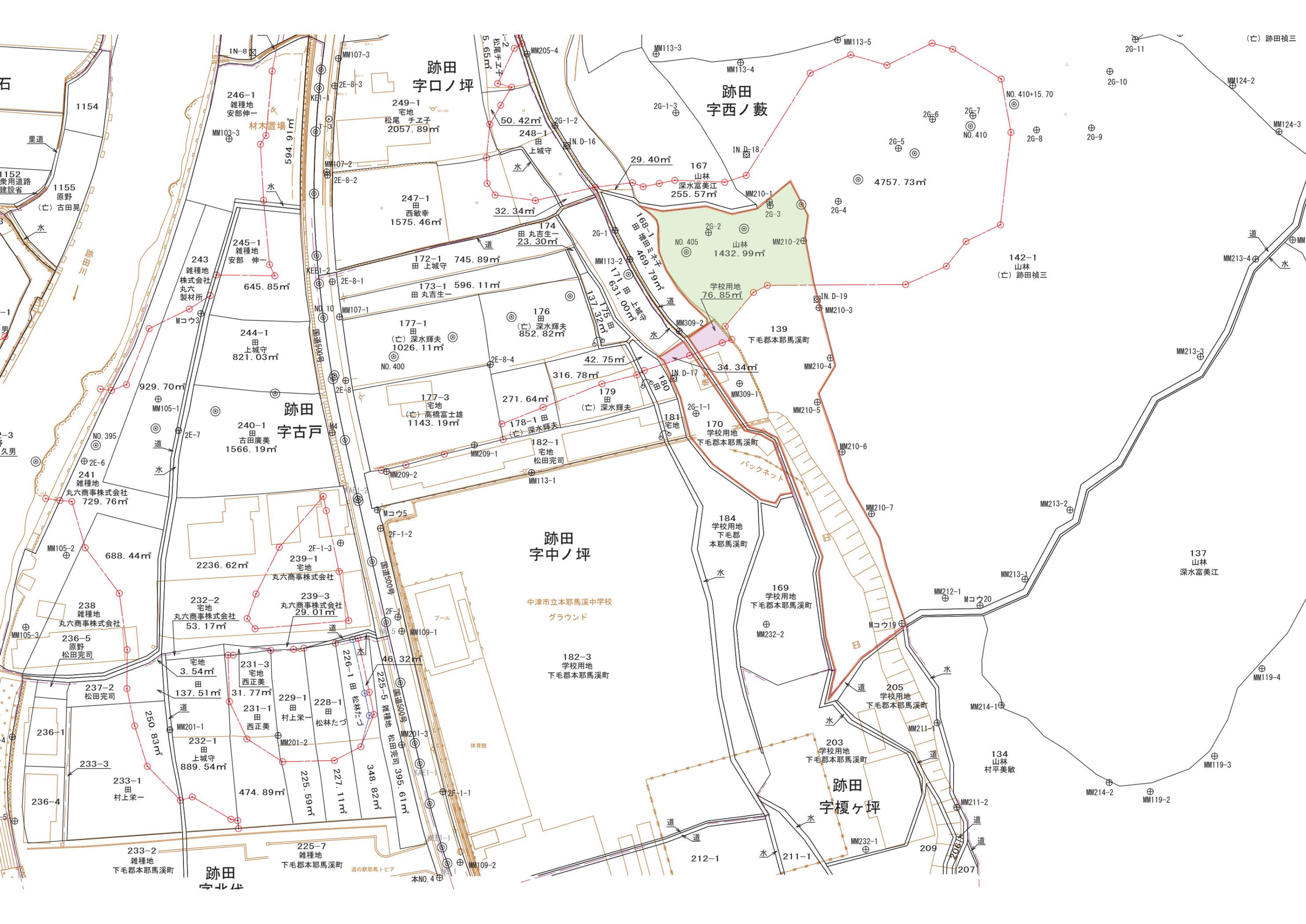
中津日田道路が本耶馬溪中学校の東側に計画され、その一部に中学校用地が含まれており、国土交通省大分河川国道事務所より買収の申し出がありました。

予定地については、本耶馬溪中学校グラウンド東側の相撲場から山の斜面の一部となっており、学校の授業や部活動に支障のない場所であることから異議はないので、売却を行いたい。

なお、工事開始前には騒音等で授業に支障をきたさないよう国土交通省大分河川国道事務所と十分協議を行っていきたい。

処分財産の表示

町名	番地	地目	地積 (㎡)	単価 (円/㎡)	金額
本耶馬溪町跡田字西ノ藪	139番地	山林	1432.99	470	673,505
〃		宅地	76.85	10,600	814,610
〃 字中ノ坪	170番地	宅地	34.34	10,600	364,004



跡田
字口ノ坪

跡田
字西ノ藪

跡田
字古戸

跡田
字中ノ坪

跡田
字榎ヶ坪

跡田
字北ノ坪

246-1 雑種地
安部伸一
材木置場
594.91m²

249-1 宅地
松尾 子工子
2057.89m²

50.42m²
248-1 田
上城守

29.40m²
167 山林
深水富美江
255.57m²

4757.73m²

245-1 雑種地
安部 伸一
645.85m²

247-1 田
西敏幸
1575.46m²

32.34m²
174 田
丸吉生一
23.30m²

168-1 田
藤田三子
469.79m²

1432.99m²
山林
学校用地
76.85m²

142-1 山林
(亡) 跡田禎三

244-1 田
上城守
821.03m²

172-1 田
上城守
745.89m²

173-1 田
丸吉生一
596.11m²

171 田
上城守
631.00m²

176 田
(亡) 深水輝夫
852.82m²

139 下毛郡本耶馬溪町

240-1 田
古田廣美
1566.19m²

177-1 田
(亡) 深水輝夫
1026.11m²

176 田
(亡) 深水輝夫
852.82m²

177-3 宅地
(亡) 高橋富士雄
1143.19m²

179 田
(亡) 深水輝夫

181 宅地
松田完司

241 雑種地
丸六商事株式会社
729.76m²

177-1 田
(亡) 深水輝夫
1026.11m²

178-1 田
(亡) 深水輝夫

180 田
宅地

170 学校用地
下毛郡本耶馬溪町

184 学校用地
下毛郡本耶馬溪町

232-2 宅地
丸六商事株式会社
53.17m²

239-1 宅地
丸六商事株式会社

239-3 丸六商事株式会社
29.01m²

182-1 宅地
松田完司

181 宅地
松田完司

170 学校用地
下毛郡本耶馬溪町

232-2 宅地
丸六商事株式会社
53.17m²

239-1 宅地
丸六商事株式会社

239-3 丸六商事株式会社
29.01m²

182-1 宅地
松田完司

181 宅地
松田完司

170 学校用地
下毛郡本耶馬溪町

231-3 宅地
西正美
31.77m²

229-1 田
村上栄

228-1 田
松林たつ

226-1 田
松林たつ

225-5 雑種地
松田完司
395.61m²

205 学校用地
下毛郡本耶馬溪町

232-1 田
上城守
889.54m²

229-1 田
村上栄

228-1 田
松林たつ

226-1 田
松林たつ

225-5 雑種地
松田完司
395.61m²

203 学校用地
下毛郡本耶馬溪町

233-1 田
村上栄一
474.89m²

225-7 雑種地
下毛郡本耶馬溪町

227.11m²
225.59m²
348.82m²

212-1

211-1

209

207

134 山林
村平美敏

137 山林
深水富美江

137 山林
深水富美江

MM119-4

MM119-3

MM119-2

MM119-1

MM124-2

MM124-3

MM213-4

MM213-3

MM213-2

MM213-1

MM212-1

MM212-2

MM212-3

MM212-4

MM212-5

MM212-6

MM212-7

MM212-8

MM212-9

MM212-10

MM212-11

MM212-12

MM212-13

MM212-14

MM113-3

MM113-4

MM113-5

MM113-6

MM113-7

MM113-8

MM113-9

MM113-10

MM113-11

MM113-12

MM113-13

MM113-14

MM113-15

MM113-16

MM113-17

MM113-18

MM113-19

MM113-20

MM113-21

MM113-22

MM113-23

MM113-24

MM113-25

MM107-3

MM107-2

MM107-1

MM107-4

MM107-5

MM107-6

MM107-7

MM107-8

MM107-9

MM107-10

MM107-11

MM107-12

MM107-13

MM107-14

MM107-15

MM107-16

MM107-17

MM107-18

MM107-19

MM107-20

MM107-21

MM107-22

MM107-23

MM103-3

MM103-2

MM103-1

MM103-4

MM103-5

MM103-6

MM103-7

MM103-8

MM103-9

MM103-10

MM103-11

MM103-12

MM103-13

MM103-14

MM103-15

MM103-16

MM103-17

MM103-18

MM103-19

MM103-20

MM103-21

MM103-22

MM103-23

MM113-3

MM113-4

MM113-5

MM113-6

MM113-7

MM113-8

MM113-9

MM113-10

MM113-11

MM113-12

MM113-13

MM113-14

MM113-15

MM113-16

MM113-17

MM113-18

MM113-19

MM113-20

MM113-21

MM113-22

MM113-23

MM113-24

MM113-25

MM107-3

MM107-2

MM107-1

MM107-4

MM107-5

MM107-6

MM107-7

MM107-8

MM107-9

MM107-10

MM107-11

MM107-12

MM107-13

MM107-14

MM107-15

MM107-16

MM107-17

MM107-18

MM107-19

MM107-20

MM107-21

MM107-22

MM107-23

MM103-3

MM103-2

MM103-1

MM103-4

MM103-5

MM103-6

MM103-7

MM103-8

MM103-9

MM103-10

MM103-11

MM103-12

MM103-13

MM103-14

MM103-15

MM103-16

MM103-17

MM103-18

MM103-19

MM103-20

MM103-21

MM103-22

MM103-23

MM113-3

MM113-4

MM113-5

MM113-6

MM113-7

MM113-8

MM113-9

MM113-10

MM113-11

MM113-12

MM113-13

MM113-14

MM113-15

MM113-16

MM113-17

MM113-18

MM113-19

MM113-20

MM113-21

MM113-22

MM113-23

MM113-24

MM113-25

MM107-3

MM107-2

MM107-1

MM107-4

MM107-5

MM107-6

MM107-7

MM107-8

MM107-9

MM107-10

MM107-11

MM107-12

MM107-13

MM107-14

MM107-15

MM107-16

MM107-17

MM107-18

MM107-19



組織機構の改編に伴う教育委員会規則等の改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成28年3月30日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

中津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則及び中津市教育委員会の行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則の概要

1. 提案理由

組織機構の見直しに伴い、改正を行うもの。

2. 改正内容

中津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則

- ・支所教育センター廃止に伴う市長部局への教育委員会事務の補助執行について規定

中津市教育委員会の行政組織の変更に伴う関係規則

- ・中津市教育委員会公印規則
- ・中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則
- ・中津市教育委員会職員の職の設置に関する規則

について、平成28年度の組織改正及び係長から主幹（総括）への職名の変更に伴う改正

3. 施行期日等

施行期日 平成28年4月1日から施行

教育総務課教育総務係 内線 461

中津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則をここに公布する。

平成28年 3月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律67号）第180条の7の規定により、中津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市長の事務部局の職員に補助執行させることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助執行させる事務)

第2条 教育委員会は、別表左欄に掲げる教育委員会事務を、同表右欄に掲げる職員に補助執行させる。

2 別表に掲げる事務を補助執行させる場合における事務の決裁区分については、中津市事務決裁規程（平成17年中津市訓令第13号）に定めるもののほか、中津市教育委員会事務決裁規程（平成18年中教訓令第1号）の例によるものとする。

3 三光支所総務課長、本耶馬溪支所総務課長、耶馬溪支所総務課長及び山国支所総務課長（以下「支所総務課長」という。）は、第1項の規定により、補助執行させるものとされた事務のうち、特に重要であると認められるものについては、同項の規定にかかわらず、これを教育委員会に協議しなければならない。

(補助執行状況の報告)

第3条 支所総務課長は、前条の規定により補助執行した事務について、その執行状況を年1回教育委員会に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

教育委員会事務	市長の事務部局の職員
<p>(1) 教育事務の連絡調整に関する事。</p> <p>(2) 学校施設に関する事。</p> <p>(3) 奨学金事務に関する事。</p> <p>(4) 学校保健に関する事。</p> <p>(5) 学校給食に関する事。</p> <p>(6) 学校教育の指導に関する事。</p> <p>(7) 社会体育施設の管理及び運営に関する事。</p> <p>(8) 社会体育諸団体の指導及び育成に関する事。</p> <p>(9) 社会教育施設の管理及び運営に関する事。</p> <p>(10) 生涯学習に関する事。</p> <p>(11) 公民館及び集会所の管理及び運営に関する事。</p> <p>(14) 社会教育関係団体の指導及び育成に関する事。</p> <p>(12) 文化施設の管理及び運営に関する事。</p> <p>(13) 芸術文化の振興と文化財保護に関する事。</p> <p>(14) 図書館に関する事。</p> <p>(15) 若者の活性化促進に関する事。</p> <p>(16) 青少年健全育成に関する事。</p> <p>(17) スクールバスに関する事。</p> <p>(18) 中津市へき地教員住宅に関する事（本耶馬溪支所地域・教育振興課を除く。）</p>	<p>三光支所総務課、本耶馬溪支所総務課、耶馬溪支所総務課、山国支所総務課の職員（庶務係の職員を除く）</p>

中津市教育委員会の行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則をここに
公布する。

平成28年 3月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市教育委員会の行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則
(中津市教育委員会公印規則)

第1条 中津市教育委員会公印規則(昭和47年中教規則第6号)の一部を次のよう
に改正する。

別表第1中23の項と24の項を削る。

(中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則の一部改正)

第2条 中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則(平成16年中教規則第5号)
の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

2 事務局に、次の表の左欄に掲げる課その他の機関を置き、それぞれの課その他の
機関に、同表の右欄に掲げる係その他の担当を置く。

課その他の機関	係その他の担当
教育総務課	教育総務係
教育施設課	教育施設係
学校教育課	学校教育係 学校指導係 学校支援係
社会教育課	管理・文化振興係 文化芸術係
小幡記念図書館	図書館管理係
体育・給食課	スポーツ推進係 学校給食係 第一共同調理場 三光共同調理場 本耶馬溪共同調理場 山国共同

	調理場
--	-----

第3条を次のように改める。

3 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に中欄に掲げる機関を置き、右欄に掲げる係その他の担当を置く。

課	機関	係その他の担当
社会教育課	生涯学習推進室	生涯学習推進係 生涯学習センター
	文化財室	文化財室 歴史民俗資料館

第3条第2項中「、各教育センターに教育センター長を」を削り、同条第3項及び第4項中「係長」を「主幹（総括）」に改める。

第4条中教育施設係の項を削る。

第4条の次に次の1条を加える。

(教育施設課の分掌事務)

第4条の2 教育施設課の分掌事務は、次のとおりとする。

教育施設係

- (1) 学校施設の保守に関する事。
- (2) 学校施設の新設、増築、改築及び営繕の計画及び実施に関する事。
- (3) その他教育委員会所管施設の新築、増築、改築及び営繕に関する事。
- (4) 学校施設の建設事業事務に関する事。
- (5) 所管に係る入札及び契約に関する事。
- (6) 課の庶務に関する事。

第5条の2を削り、第5条を次のように改める。

(学校教育課の分掌事務)

第5条 学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

学校教育係

- (1) 児童生徒の就学支援に関する事。
- (2) 県費負担教職員の任免その他の進退に関する内申に関する事。
- (3) 県費負担教職員及び幼稚園職員の服務及び福利厚生に関する事。
- (4) 奨学金事務に関する事。

- (5) 市立小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更に関する事。
- (6) 学校保健団体に關する事。
- (7) 放課後児童クラブの施設に關する事。
- (8) 所管に係る入札及び契約に關する事。
- (9) 課の庶務に關する事。

学校指導係

- (1) 学校等の運営に關する事。
- (2) 教科用図書採択に關する事。
- (3) 教育課程に關する事。
- (4) 授業改善に關する事。
- (5) 外国語教育に關する事。
- (6) 学校保健体育指導に關する事。
- (7) 情報教育に關する事。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に關する事。
- (9) 教育内容上の調査研究に關する事。

学校支援係

- (1) 特別支援教育に關する事。
- (2) 中津市適応指導教室ふれあい学級の管理及び運営に關する事。
- (3) 不登校防止に關する事。
- (4) 教育相談に關する事。
- (5) 生徒指導に關する事。
- (6) いじめ等学校諸問題への指導・助言及び支援に關する事。
- (7) 幼児教育に關する事。
- (6) 課の庶務に關する事。

第6条を次のように改める。

(社会教育課の分掌事務)

第6条 社会教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理・文化振興係

- (1) 公民館及び社会教育集会所の維持管理及び運営に關する事。
- (2) 中津文化会館及びリル・ドリームに關する事。

- (3) 中津市生涯学習センターの維持管理に関する事。
- (4) 福澤記念館に関する事。
- (5) 中津市歴史民俗資料館及び分館の維持管理に関する事。
- (6) 耶馬溪風物館の維持管理に関する事。
- (7) 中津市木村記念美術館の維持管理に関する事
- (8) 文化振興に関する事。
- (9) 社会教育調査に関する事。
- (10) 所管に係る入札及び契約に関する事。
- (11) 課の庶務に関する事。

文化芸術係

- (1) 文化芸術の振興に関する事
- (2) 美術品の保存管理及び活用に関する事。
- (3) 中津市木村記念美術館の運営に関する事。

第6条の2生涯学習推進係の項中第9号を削り、第10号を第9号とする。

第7条を次のように改める。

(文化財室の分掌事務)

第7条 文化財室の分掌事務は、次のとおりとする。

文化財係

- (1) 文化財資料の収集、整理、保存、活用等に関する事。
- (2) 文化財調査委員会に関する事。
- (3) 文化財の調査（指定および解除を含む。）、保存及び活用に関する事と。
- (4) 文化財保護思想の普及に関する事。
- (5) 指定文化財に関する事。
- (6) 埋蔵文化財に関する事。

歴史民俗資料館

- (1) 中津市歴史民俗資料館及び分館の運営に関する事。
- (2) 各種郷土芸能の保存及び育成に関する事。
- (3) 耶馬溪風物館に関する事。
- (4) 文化財関係団体の指導及び育成に関する事。

第7条の2第1号の前に「図書館管理係」を加える。

第8条中「第二共同調理場」を削る。

第9条を削る。

第13条の表中「文化財課」を「社会教育課」に改め、同表中

「

中津市立図書館条例（昭和59年中津市条例第2号）第2条に規定する図書館	小幡記念図書館
木村記念美術館	

」を

「

中津市立図書館条例（昭和59年中津市条例第2号）第2条に規定する図書館	小幡記念図書館
木村記念美術館	社会教育課

」に改める。

第14条の表中「係長」を「主幹（総括）」に改め、同表の備考欄中「、教育センター長」及び同欄第2号中「各センター長並びに」を削り、同欄第3号中「係長」を「主幹（総括）」に改める。

（中津市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第3条 中津市教育委員会職員の職の設置に関する規則（平成19年中教規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の別表の職名の欄中「、教育センター長」を削り、同欄中「、係長」を「、主幹（総括）」に、「係長」を「主幹（総括）」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新旧対照表

○中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則

改正後	改正前																																																			
<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 委員会の事務局は、本庁及び教育機関に設置する係をもって構成する。</p> <p>2 事務局に、次の表の左欄に掲げる課その他の機関を置き、それぞれの課その他の機関に、同表の右欄に掲げる係その他の担当を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課その他の機関</th> <th style="text-align: center;">係その他の担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td>教育総務係 _____</td> </tr> <tr> <td>教育施設課</td> <td>教育施設係 _____</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>学校教育係 学校指導係 学校支援係</td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td>管理・文化振興係 文化芸術係</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>小幡記念図書館</td> <td>図書館管理係</td> </tr> <tr> <td>体育・給食課</td> <td>スポーツ推進係 学校給食係 第一共同調理場 _____ 三光共同調理場 本耶馬溪共同調理場 山国共同調理場</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に中欄に掲げる機関を置き、右欄に掲げる係その他の担当を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">係その他の担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">社会教育課</td> <td>生涯学習推進室</td> <td>生涯学習推進係 生涯学習センター</td> </tr> <tr> <td>文化財室</td> <td>文化財係 歴史民俗資料館</td> </tr> </tbody> </table> <p>(教育次長等)</p> <p>第3条 事務局に教育次長を置く。</p> <p>2 前条第2項の表課その他の機関の欄に掲げる各課に課長を、館に館長を、各教育センターに教育センター長を置き、同条第3項の表機関の欄に掲げ</p>	課その他の機関	係その他の担当	教育総務課	教育総務係 _____	教育施設課	教育施設係 _____	学校教育課	学校教育係 学校指導係 学校支援係	社会教育課	管理・文化振興係 文化芸術係	_____	_____	小幡記念図書館	図書館管理係	体育・給食課	スポーツ推進係 学校給食係 第一共同調理場 _____ 三光共同調理場 本耶馬溪共同調理場 山国共同調理場	課	機関	係その他の担当	社会教育課	生涯学習推進室	生涯学習推進係 生涯学習センター	文化財室	文化財係 歴史民俗資料館	<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 委員会の事務局は、本庁、支所に設置する<u>教育センター</u>及び教育機関に設置する係をもって構成する。</p> <p>2 事務局に、次の表の左欄に掲げる課その他の機関を置き、それぞれの課その他の機関に、同表の右欄に掲げる係その他の担当を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課その他の機関</th> <th style="text-align: center;">係その他の担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td>教育総務係 <u>教育施設係</u></td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>学校教育係 _____</td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td>管理係 _____</td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> <td>管理係 文化財係 歴史民俗資料館</td> </tr> <tr> <td>小幡記念図書館</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>体育・給食課</td> <td>スポーツ推進係 学校給食係 第一共同調理場 第二共同調理場 三光共同調理場 本耶馬溪共同調理場 山国共同調理場</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に中欄に掲げる機関を置き、右欄に掲げる係その他の担当を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">係その他の担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">学校教育課</td> <td>学校支援推進室</td> <td>授業改善係 学校指導係</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td>生涯学習推進室</td> <td>生涯学習推進係 生涯学習センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>(教育次長等)</p> <p>第3条 事務局に教育次長を置く。</p> <p>2 前条第2項の表課その他の機関の欄に掲げる各課に課長を、館に館長を、各教育センターに<u>教育センター長</u>を置き、同条第3項の表機関の欄に掲げ</p>	課その他の機関	係その他の担当	教育総務課	教育総務係 <u>教育施設係</u>	_____	_____	学校教育課	学校教育係 _____	社会教育課	管理係 _____	文化財課	管理係 文化財係 歴史民俗資料館	小幡記念図書館	_____	体育・給食課	スポーツ推進係 学校給食係 第一共同調理場 第二共同調理場 三光共同調理場 本耶馬溪共同調理場 山国共同調理場	課	機関	係その他の担当	学校教育課	学校支援推進室	授業改善係 学校指導係	_____	_____	社会教育課	生涯学習推進室	生涯学習推進係 生涯学習センター
課その他の機関	係その他の担当																																																			
教育総務課	教育総務係 _____																																																			
教育施設課	教育施設係 _____																																																			
学校教育課	学校教育係 学校指導係 学校支援係																																																			
社会教育課	管理・文化振興係 文化芸術係																																																			
_____	_____																																																			
小幡記念図書館	図書館管理係																																																			
体育・給食課	スポーツ推進係 学校給食係 第一共同調理場 _____ 三光共同調理場 本耶馬溪共同調理場 山国共同調理場																																																			
課	機関	係その他の担当																																																		
社会教育課	生涯学習推進室	生涯学習推進係 生涯学習センター																																																		
	文化財室	文化財係 歴史民俗資料館																																																		
課その他の機関	係その他の担当																																																			
教育総務課	教育総務係 <u>教育施設係</u>																																																			
_____	_____																																																			
学校教育課	学校教育係 _____																																																			
社会教育課	管理係 _____																																																			
文化財課	管理係 文化財係 歴史民俗資料館																																																			
小幡記念図書館	_____																																																			
体育・給食課	スポーツ推進係 学校給食係 第一共同調理場 第二共同調理場 三光共同調理場 本耶馬溪共同調理場 山国共同調理場																																																			
課	機関	係その他の担当																																																		
学校教育課	学校支援推進室	授業改善係 学校指導係																																																		
	_____	_____																																																		
社会教育課	生涯学習推進室	生涯学習推進係 生涯学習センター																																																		

改正後	改正前
<p>る室に室長を置く。</p> <p>3 前条第2項及び第3項の表係その他の担当の欄に掲げる各係に<u>主幹（総括）</u>を、センターに所長を、館に館長を、場に場長を置く。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、中津市立図書館条例施行規則（昭和59年中教規則第4号）第2条第1項により設置された副館長は、<u>主幹（総括）</u>とみなす。</p> <p>5 以下 略 （教育総務課の事務分掌）</p> <p>第4条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務係 （1）～（17） 略</p> <p>（教育施設課の分掌事務）</p> <p>第4条の2 <u>教育施設課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>教育施設係 （1） <u>学校施設の保守に関すること。</u> （2） <u>学校施設の新設、増築、改築及び営繕の計画及び実施に関すること。</u> （3） <u>その他教育委員会所管施設の新築、増築、改築及び営繕に関すること。</u> （4） <u>学校施設の建設事業事務に関すること。</u> （5） <u>所管に係る入札及び契約に関すること。</u> （6） <u>課の庶務に関すること。</u></p>	<p>る室に室長を置く。</p> <p>3 前条第2項及び第3項の表係その他の担当の欄に掲げる各係に<u>係長</u>を、センターに所長を、館に館長を、場に場長を置く。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、中津市立図書館条例施行規則（昭和59年中教規則第4号）第2条第1項により設置された副館長は、<u>係長</u>とみなす。</p> <p>5 以下 略 （教育総務課の事務分掌）</p> <p>第4条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務係 （1）～（17） 略</p> <p>教育施設係 （1） <u>学校施設の保守に関すること。</u> （2） <u>学校施設の新設、増築、改築及び営繕の計画及び実施に関すること。</u> （3） <u>その他教育委員会所管施設の新築、増築、改築及び営繕に関すること。</u> （4） <u>学校施設の建設事業事務に関すること。</u> （5） <u>所管に係る入札及び契約に関すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(学校教育課の分掌事務)</p> <p>第5条 学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育係</p> <p>(1) ～(4) 略</p> <p><u>(5) 市立小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更に関すること。</u></p> <p><u>(6) 学校保健団体に関すること。</u></p> <p><u>(7) 放課後児童クラブの施設に関すること。</u></p> <p><u>(8) 所管に係る入札及び契約に関すること。</u></p> <p><u>(9) 課の庶務に関すること。</u></p> <p>学校指導係</p> <p><u>(1) 学校等の運営に関すること。</u></p> <p><u>(2) 教科用図書採択に関すること。</u></p> <p><u>(3) 教育課程に関すること。</u></p> <p><u>(4) 授業改善に関すること。</u></p> <p><u>(5) 外国語教育に関すること。</u></p> <p><u>(6) 学校保健体育指導に関すること。</u></p> <p><u>(7) 情報教育に関すること。</u></p> <p><u>(8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。</u></p> <p><u>(9) 教育内容上の調査研究に関すること。</u></p> <p>学校支援係</p> <p><u>(1) 特別支援教育に関すること。</u></p> <p><u>(2) 中津市適応指導教室ふれあい学級の管理及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(3) 不登校防止に関すること。</u></p> <p><u>(4) 教育相談に関すること。</u></p> <p><u>(5) 生徒指導に関すること。</u></p> <p><u>(6) いじめ等学校諸問題への指導・助言及び支援に関すること。</u></p> <p><u>(7) 幼児教育に関すること。</u></p>	<p>(学校教育課の分掌事務)</p> <p>第5条 学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育係</p> <p>(1) ～(4) 略</p> <p><u>(5) 所管に係る入札及び契約に関すること。</u></p> <p><u>(6) 課の庶務に関すること。</u></p> <p><u>(学校支援推進室の分掌事務)</u></p>

改正後	改正前
<p>(社会教育課の分掌事務)</p> <p>第6条 社会教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>管理・文化振興係</u></p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p><u>(4) 福澤記念館に関すること。</u></p> <p><u>(5) 中津市歴史民俗資料館及び分館の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(6) 耶馬溪風物館の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(7) 中津市木村記念美術館の維持管理に関すること</u></p> <p><u>(8) 文化振興に関すること。</u></p> <p><u>(9) 社会教育調査に関すること。</u></p> <p><u>(10) 所管に係る入札及び契約に関すること。</u></p>	<p>第5条の2 学校支援推進室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>授業改善係</u></p> <p><u>(1) 教科用図書の採択に関すること。</u></p> <p><u>(2) 教育課程に関すること。</u></p> <p><u>(3) 授業改善に関すること。</u></p> <p><u>(4) 外国語教育に関すること。</u></p> <p><u>(5) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。</u></p> <p><u>(6) 教育内容上の調査研究に関すること。</u></p> <p><u>学校指導係</u></p> <p><u>(1) 学校等の運営に関すること。</u></p> <p><u>(2) 市立小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更に関すること。</u></p> <p><u>(3) 生徒指導に関すること。</u></p> <p><u>(4) 特別支援教育に関すること。</u></p> <p><u>(5) 学校保健体育指導に関すること。</u></p> <p><u>(6) 学校保健団体に関すること。</u></p> <p><u>(7) 中津市適応指導教室ふれあい学級の管理及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(8) 不登校防止に関すること。</u></p> <p>(社会教育課の分掌事務)</p> <p>第6条 社会教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>管理</u> 係</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p><u>(4) 社会教育調査に関すること。</u></p> <p><u>(5) 所管に係る入札及び契約に関すること</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(11)</u> 課の庶務に関すること。</p> <p>文化芸術係</p> <p>(1) 文化芸術の振興に関すること</p> <p>(2) 美術品の保存管理及び活用に関すること。</p> <p>(3) 中津市木村記念美術館の運営に関すること。</p> <p>(生涯学習推進室の分掌事務)</p> <p>第6条の2 生涯学習推進室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>生涯学習推進係</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p><u>(9)</u> 学習情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>生涯学習センター</p> <p>(1) ～(4) 略</p> <p><u>(文化財室の分掌事務)</u></p> <p>第7条 <u>文化財室の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>文化財係</p> <p><u>(1) 文化財資料の収集、整理、保存、活用等に関すること。</u></p> <p><u>(2) 文化財調査委員会に関すること。</u></p> <p><u>(3) 文化財の調査（指定及び解除を含む。）</u>、保存及び活用に関すること。</p> <p><u>(4) 文化財保護思想の普及に関すること。</u></p> <p><u>(5) 指定文化財に関すること。</u></p> <p><u>(6) 埋蔵文化財に関すること。</u></p> <p>歴史民俗資料館</p> <p><u>(1) 中津市歴史民俗資料館及び分館の運営に関すること。</u></p> <p><u>(2) 各種郷土芸能の保存及び育成に関すること。</u></p> <p><u>(3) 耶馬溪風物館に関すること。</u></p> <p><u>(4) 文化財関係団体の指導及び育成に関すること。</u></p>	<p><u>(6)</u> 課の庶務に関すること。</p> <p>(生涯学習推進室の分掌事務)</p> <p>第6条の2 生涯学習推進室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>生涯学習推進係</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p><u>(9) 芸術文化の振興に関すること。</u></p> <p><u>(10)</u> 学習情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>生涯学習センター</p> <p>(1) ～(4) 略</p>

改正後	改正前
<p>(小幡記念図書館の分掌事務)</p> <p>第7条の2 小幡記念図書館の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (7) 略</p> <p><u>(8) 削除</u></p> <p><u>(9) 削除</u></p> <p>第8条 体育・給食課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>スポーツ推進係</p>	<p><u>(文化財課の分掌事務)</u></p> <p>第7条 文化財課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>管理係</u></p> <p><u>(1) 福澤記念館の管理及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(2) 所管に係る入札及び契約に関すること。</u></p> <p><u>(3) 課の庶務に関すること。</u></p> <p><u>文化財係</u></p> <p><u>(1) 文化財資料の収集、整理、保存、活用等に関すること。</u></p> <p><u>(2) 文化財調査委員会に関すること。</u></p> <p><u>(3) 文化財の調査（指定及び解除を含む。）</u>、保存及び活用に関するこ <u>と。</u></p> <p><u>(4) 文化財保護思想の普及に関すること。</u></p> <p><u>(5) 指定文化財に関すること。</u></p> <p><u>(6) 埋蔵文化財に関すること。</u></p> <p><u>歴史民俗資料館</u></p> <p><u>(1) 資料館の管理及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(2) 各種郷土芸能の保存及び育成に関すること。</u></p> <p><u>(3) 資料館分館医家史料館及び耶馬溪風物館に関すること。</u></p> <p><u>(4) その他資料館に関すること。</u></p> <p><u>(5) 文化財関係団体の指導及び育成に関すること。</u></p> <p>(小幡記念図書館の分掌事務)</p> <p>第7条の2 小幡記念図書館の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (7) 略</p> <p><u>(8) 美術品の保存管理及び活用に関すること。</u></p> <p><u>(9) 木村記念美術館の管理及び運営に関すること。</u></p> <p>第8条 体育・給食課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>スポーツ推進係</p>

改正後	改正前
<p>(1) ～ (12) 略</p> <p>学校給食係</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>第一共同調理場 _____ 三光共同調理場 本耶馬溪共同調理場 山国共同調理場</p> <p>中津市学校給食共同調理場管理規則（昭和46年中教規則第5号）に定めるところによる。</p>	<p>(1) ～ (12) 略</p> <p>学校給食係</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>第一共同調理場 <u>第二共同調理場</u> 三光共同調理場 本耶馬溪共同調理場 山国共同調理場</p> <p>中津市学校給食共同調理場管理規則（昭和46年中教規則第5号）に定めるところによる。</p> <p>（教育センター _____ の分掌事務）</p> <p>第9条 教育センター _____ の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育係</p> <p><u>(1) 教育事務の連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(2) 文書の收受及び発送に関すること。</u></p> <p><u>(3) 公印の管守に関すること。</u></p> <p><u>(4) 学校施設に関すること。</u></p> <p><u>(5) 奨学金事務に関すること。</u></p> <p><u>(6) 学校保健に関すること。</u></p> <p><u>(7) 学校給食に関すること。</u></p> <p><u>(8) 学校教育の指導に関すること。</u></p> <p><u>(9) 社会体育施設の管理及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(10) 社会体育諸団体の指導及び育成に関すること。</u></p> <p><u>(11) 社会教育施設の管理及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(12) 生涯学習に関すること。</u></p> <p><u>(13) 公民館及び集会所の管理及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(14) 社会教育関係団体の指導及び育成に関すること。</u></p> <p><u>(15) 文化施設の管理及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(16) 芸術文化の振興と文化財保護に関すること。</u></p> <p><u>(17) 図書館に関すること。</u></p> <p><u>(18) 若者の活性化促進に関すること。</u></p>

改正後

改正前

- (19) 青少年健全育成に関すること。
- (20) スクールバスに関すること。
- (21) 中津市へき地教員住宅に関すること（本耶馬溪教育センターを除く。）。
- (22) 所管に係る入札及び契約に関すること。

(教育機関)

(教育機関)

第13条 委員会の所管する教育機関は、学校等を除き、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該教育機関の所管する課その他の機関は、同表右欄に掲げるとおりとする。

第13条 委員会の所管する教育機関は、学校等を除き、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該教育機関の所管する課その他の機関は、同表右欄に掲げるとおりとする。

教育機関	所管する課その他の機関
(略)	(略)
中津市歴史民俗資料館	社会教育課
中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例（平成8年中津市条例第4号）第2条に規定する医家史料館	
耶馬溪風物館	
福澤記念館	
中津市立図書館条例（昭和59年中津市条例第2号）第2条に規定する図書館	小幡記念図書館
木村記念美術館	社会教育課
(略)	(略)

教育機関	所管する課その他の機関
(略)	(略)
中津市歴史民俗資料館	文化財課
中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例（平成8年中津市条例第4号）第2条に規定する医家史料館	
耶馬溪風物館	
福澤記念館	
中津市立図書館条例（昭和59年中津市条例第2号）第2条に規定する図書館	小幡記念図書館
木村記念美術館	
(略)	(略)

(委任)

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。
別表（第3条関係）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。
別表（第3条関係）

職	職務の内容
---	-------

職	職務の内容
---	-------

改正後		改正前	
(略)	(略)	(略)	(略)
課長補佐	上司の指揮監督の下、課内の <u>主幹（総括）</u> を統括し、課の所管業務の効果的推進に努めるとともに、課長の職務を補佐するものとする。	課長補佐	上司の指揮監督の下、課内の <u>係長</u> を統括し、課の所管業務の効果的推進に努めるとともに、課長の職務を補佐するものとする。
<u>主幹（総括）</u>	上司の指揮監督の下、係の事務を処理するほか、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) ～ (4) 略	<u>係長</u>	上司の指揮監督の下、係の事務を処理するほか、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) ～ (4) 略佐
主幹	上司の指揮監督の下、係の事務を処理するほか、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) <u>主幹（総括）</u> の職務を補佐し、係の事務について統括するとともに、係の他の係員の事務について助言指導すること。 (2) 必要に応じて <u>主幹（総括）</u> の代理を努めること。	主幹	上司の指揮監督の下、係の事務を処理するほか、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) <u>係長</u> の職務を補佐し、係の事務について統括するとともに、係の他の係員の事務について助言指導すること。 (2) 必要に応じて <u>係長</u> の代理を努めること。
主査	上司の指揮監督の下、係の事務を処理するほか、 <u>主幹（総括）</u> 又は主幹の職務を補佐し、必要に応じて係長の代理を努めること。	主査	上司の指揮監督の下、係の事務を処理するほか、 <u>係長</u> 又は主幹の職務を補佐し、必要に応じて係長の代理を努めること。
備考 この表において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 課長 第3条第2項に規定する課長、館長_____及び室長をいう。 (2) 課 第2条第2項の表課その他の機関の欄に掲げる各課、館及び同条第3項の表機関の欄に掲げる室をいう。 (3) <u>主幹（総括）</u> 第3条第3項に規定する <u>主幹（総括）</u> 、所長、館長及び場長並びに同条第4項に規定する副館長をいう。 (4) 係 第2条第2項及び第3項の表係その他の担当の欄に掲げる各係、センター、館及び各場をいう。		備考 この表において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 課長 第3条第2項に規定する課長、館長、 <u>教育センター長</u> 及び室長をいう。 (2) 課 第2条第2項の表課その他の機関の欄に掲げる各課、館及び各教育センター並びに同条第3項の表機関の欄に掲げる室をいう。 (3) <u>係長</u> 第3条第3項に規定する <u>係長</u> 、所長、館長及び場長並びに同条第4項に規定する副館長をいう。 (4) 係 第2条第2項及び第3項の表係その他の担当の欄に掲げる各係、センター、館及び各場をいう。	

中教訓令第 号

中津市教育委員会事務決裁規程一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月 日

中津市教育委員会

中津市教育委員会事務決裁規程一部を改正する訓令

中津市教育委員会事務決裁規程（平成18年中教訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「、教育センター長及び」を削る。

第6条第5号中「係長」を「主幹（総括）」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

中教告示第 号

外部の者等からの職務に関する働きかけに対する事務取扱い要綱の一部を改正する

平成28年 3月 日

中津市教育委員会

第4条第2項中「、教育センター」及び「、教育センター長」を削る。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

新旧対照表

○外部の者等からの職務に関する働きかけに対する事務取扱い要綱

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条～第3条 略 (記録票の作成及び報告)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 職員は、記録票を作成したときは、その内容を所属する課_____又は学校の長(当該職員が課長_____又は学校長の職にある者であるときは、教育次長)に報告するとともに、記録票を管理課長に提出するものとする。</p> <p>3 以下 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条～第3条 略 (記録票の作成及び報告)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 職員は、記録票を作成したときは、その内容を所属する課、<u>教育センター</u>又は学校の長(当該職員が課長、<u>教育センター長</u>又は学校長の職にある者であるときは、教育次長)に報告するとともに、記録票を管理課長に提出するものとする。</p> <p>3 以下 略</p>

報 告

「豊前神楽」の国の重要無形民俗文化財指定について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

平成28年3月30日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

「豊前神楽」の国重要無形民俗文化財指定について

中津市内に所在する「豊前神楽」が国指定文化財となった件について、中津市教育委員会へ報告します。

記

1. 名称及び指定区分

「豊前神楽」（第484号） 重要無形民俗文化財

2. 指定年月日

平成28年3月2日

3. 所在の場所

福岡県・大分県（中津市・宇佐市）

4. 保持団体

福岡県豊前神楽保存連合会

大分県豊前神楽保存連合会

（中津市内の加盟団体：植野神楽保存会・福島神楽保存会・豊前岩戸神楽蛸瀬神盛会）

5. 説明

豊前神楽は、旧豊前国地域において江戸時代まで神職によって伝承され、明治時代以降は民間の神楽社によって舞い継がれてきた神楽である。

「天岩戸開き」といった日本の神話を題材とした演目をはじめ、鬼役の「^{みさき}駈仙」が登場する演目が多いことを特徴とする。参拝者が願い事に応じて演目を奉納する「奉納神楽」という形態を伝えるほか、演目の中で鬼役が主要な役割をはたす中国地方などの神楽との関係もうかがえる。豊前神楽最大の演目とも呼ばれる湯立神楽は、^{ゆたて}高足の^{たかあし}五徳に釜を据えて湯による^{はら}祓いを行うだけでなく、「^ゆ斎鉢」へ鬼が登る、火渡りをするといった^{ひこさん}英彦山や^{くぼてさん}求菩提山の^{しゅげんどう}修験道の影響を含んでおり、当地の独自性を強く示している点が貴重とされた。

通常は各個の保存会を指定団体とするが、豊前神楽を伝承する保存会の数が多いため、中津市と宇佐市の団体が結成した大分県豊前神楽保存連合会が保存団体とされた。

中津市からは既に大分県の文化財指定を受けていた植野神楽保存会・福島神楽保存会・豊前岩戸神楽^{かきせしんせいかい}蛸瀬神盛会の3団体が連合会への加入を認められた。

大分県豊前神楽保存連合会では、新規会員を募り審査を経て会員認定を行う方針である。

以上

報 告

大貞総合運動公園全体及び各施設におけるネーミングライツについて

上記について、別紙のとおり報告いたします。

平成28年3月30日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

平成28年3月定例教育委員会報告

体育・給食課

(報告事項)

報告 大貞総合運動公園全体及び各施設におけるネーミングライツについて

◎対象物の愛称（ネーミング）について

大貞総合運動公園 「ダイハツ九州スポーツパーク大貞」

中津市総合体育館 「ダイハツ九州アリーナ」(継続)

大貞総合運動公園野球場 「ダイハツ九州スタジアム」

中津軟式野球場 「ダイハツ九州軟式野球場」

以上4点について、ネーミングを上記のように決定をいたしました。

※参考（契約内容）

○スポンサー企業名

ダイハツ九州株式会社

○契約対象範囲及び対象物

対象範囲：御澄池周辺を除いた大貞総合運動公園及び各施設

対象物：大貞総合運動公園、中津市総合体育館

大貞総合運動公園野球場、中津軟式野球場

○契約金額

年間1,200万円（消費税及び地方消費税込み）

○契約期間

3年間

○スポンサーメリット

対象施設年間5日程度の利用

○愛称表示サイン（ダイハツ九州(株)設置分）

エントランス広場入口標識 「ダイハツ九州スポーツパーク大貞」

第3駐車場道路側標識塔 「ダイハツ九州スポーツパーク大貞」

中津市総合体育館正面玄関上部 「ダイハツ九州アリーナ」(継続)

大貞総合運動公園野球場玄関上部 「ダイハツ九州スタジアム」

報 告

平成28年第1回定例市議会一般質問について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

平成28年3月30日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

平成28年第1回定例市議会
(一般質問)

中津市教育委員会

平成28年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答弁者
1	12番	大塚 正俊	1. 地方創生に向けて ①平成27年国勢調査結果 ②人口ビジョンの将来人口推計の見直し ③人口ビジョンにおける合併前旧市町村の人口の推移と将来人口 ④人口減少の著しい本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町の人口減少への具体的な対策 2. 田園回帰1%戦略 ①昨年10月の総合戦略プラン策定後の取り組み ②昭和の合併前の旧町村ごとの人口の推移と将来人口 ③定住増加を実現するための旧町村ごとの人口ビジョンと総合戦略の策定 ④移住者を受け入れる地域づくり、地域みがき ⑤中山間地域での起業資金貸与制度の創出 ⑥就農対策（半農半X型新規参入対策） ⑦移住、交流コンシェルジュの配置 ⑧地域づくり、地域みがきに地域おこし協力隊、集落支援員を活用 ⑨市職員の地域創生枠採用 ⑩若者遠距離通勤者支援事業の実施 3. 地方創生に向けた財源の確保 ①国勢調査の人口減が財政に与える影響 ②身の丈に合った財政運営 ③地域別総合戦略を推進するための財源確保	市長 関係者
2	11番	須賀 瑠美子	1. ごみ減量対策 ①ごみ排出量の現状、資源化率の現状、ごみの減量対策 ②クリーンプラザ建て替えまでの焼却炉の機能維持の方法と耐用年数、地元との合意 2. 南部童心児童館 ①南部童心児童館の運営 ②建て替え後の児童館 3. 中心市街地、商店街の活性化方針 ①これまでの取り組み、成果と課題 ②商店街エリアの強みと弱点、空き店舗対策 ③未来会議の役割と今後の方針 4. 青パト、防犯パトについて ①これまでの費用対効果、検証	市長 関係者
3	17番	木ノ下 素信	1. 大寒波での災害対応（水道）について ①被害の未然防止対策 ②組織体制（初動体制、対策本部） ③災害情報の収集と伝達、住民への広報 ④備蓄品の活用状況 ⑤応援要請、協力体制 ⑥総括 2. 幼児教育について ①家庭、保育所、幼稚園、地域社会での取り組みに対する指導内容 ②市役所内の推進体制、方法 3. 市民協働について ①NPO、ボランティアに関する情報提供、相談会 ②人材育成のための塾開設 ③活動のための施設、機材の提供	市長 教育長 関係者

平成28年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答弁者
4	16番	千木良 孝之	1. 都市計画道路について ①都市計画道路の現状と今後 ②幹線道路の県道鍋島植野線の状況と今後 2. 今津校区モデル地区について ①地域活性化モデル地区の取り組みの現状と今後 3. 環境整備について ①下水道の水洗化率向上に向けた取り組みの現状と今後 ②雨水対策の現状と今後	市長 関係者
5	26番	中西 伸之	1. 平成27年度に議決された大型事業7事業のうち、再検討及び見直しされた4事業について ①新歴史民俗資料館（仮称）整備事業を再検討する理由、今後の取り組みと時期 ②永添運動公園整備事業を再検討する理由、今後の取り組みと時期 ③山国社会福祉センター（仮称）整備事業を再検討する理由、今後の取り組みと時期 ④国史跡長者屋敷官衙遺跡公園整備事業を見直しする理由、今後の取り組みと時期 2. 平成28年度組織の見直しについて ①旧下毛郡の教育センターを地域・教育振興係へ変える理由	市長 教育長 関係者
6	15番	松井 康之	1. 人権意識調査アンケート結果について ①前回と比べてどうなのか ②県民と市民の意識の違いはあるのか ③アンケート結果をどのようにいかすか 2. 安心パトロールについて ①防犯パトから安心パトに変えた理由 ②どこがどう変わるのか ③効果は 3. 国保医療費について ①一人当たりの医療費の推移 ②分析 ③対策 4. 自主防災組織について ①組織率は ②防災士との関係は ③沿岸部、山間地の取り組み	市長 関係者
7	13番	吉村 尚久	1. 住民とともに歩む中津市民病院を目指して ①中津市民病院の実態と小児救急センターを守るための取り組み ②2025年に向けた地域医療構想 2. 子どもの貧困の解消のために ①子どもの貧困の実態と認識 ②子どもの貧困と学力の関係 ③子どもの貧困の把握のための実態調査 ④スクールソーシャルワーカーの配置 ⑤学習支援や子ども食堂及びフードバンクの取り組み	市長 教育長 関係者

平成28年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答弁者
8	10番	奥山 裕子	1. 1月24日、25日の水道管破裂問題について ①被害状況 ②水配布の状況と広報の方法、反省点 ③高齢者世帯、聴覚、視覚、肢体障がい者等への対応 ④地域での助け合いの状況 ⑤今後の対応として地域でのネットワークづくり 2. DV被害者の支援体制について ①DVの相談状況 ②支援体制の考え ③シェルター設置の考え 3. マイナンバーについて ①個人番号カードの申請状況 ②点字シール対応の状況 4. 電力の自由化について ①相談窓口、市報での広報 ②中津市消費生活センターでのトラブル対応体制	市長 関係者
9	19番	相良 卓紀	1. 消防署東部出張所の運用状況と今後の救急体制について ①出動状況 ②今後の救急体制の考え方 2. 情報ネットワークの活用について ①情報ネットワーク整備の目的 ②運用開始から現在の加入状況の推移 ③運用状況と今後の活用の考え方 ④旧市内への情報提供 3. 道路整備について ①旧下毛地域の事業計画路線の進捗状況 ②今後の整備方針	市長 関係者
10	9番	小住 利子	1. 長期休業中の放課後児童クラブについて ①冬休みの放課後児童クラブの実施状況は ②アンケートの結果は（支援員、保護者の主な声） ③アンケートを受けて改善すべき点は ④春休み、夏休みの利用者募集 ⑤今後の取り組みに対して ⑥今後、民間事業者へ業務委託する考えは 2. 大寒波による断水、給水制限について ①この度の市の断水、給水制限の最終的実態は ②お一人暮らしの方にはどのような対応をしたのか ③市民の皆様への周知の方法は ④今後の周知の方法として考えられることは 3. がん検診について ①がん検診の受診状況は ②クーポン券による受診状況は ③ピロリ菌検査の実施状況は ④ピロリ菌検査にクーポン券（40歳から5歳ごとに70歳まで）を追加することに対しての市の考え方と、その場合の費用は ⑤中学2年生にピロリ菌検査を追加することに対しての市の考え方と、その場合の費用は	市長 教育長 関係者
11	22番	村本 幸次	1. 中津みなとふじまつりについて ①地域活性化を含めての支援策は 2. 過疎地域自立促進計画について ①中津地域おこし協力隊事業の任務	市長 関係者

平成28年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答弁者
12	2番	恒賀 慎太郎	1. 学校教育と社会教育の役割分担は ①非行防止対策として学校現場ではどのような道德教育を実施しているか ②学校と家庭との意志疎通は十分か 2. 高齢者の介護予防の現状（公的支援の領域は） ①民間の寄合所には支援はないか ②住宅改造助成の時期 3. 都市計画の見直しは ①東九州自動車道、中津日田道路周辺におけるほ場整備区域の対応 4. 観光行政 ①黒田官兵衛放送終了後の対策は	市長 教育長 関係者
13	18番	林 秀 明	1. 新年度、先進的に取り組む事業について ①東京事務所に期待、その活用方法 ②今やる、選挙投票率向上策 2. 子育て（教育）は、地域の活力に ①赤ちゃんの駅施設の必要性は ②屋内子育て交流広場の早期実現を ③教育都市として近未来のグランドデザインを 3. 私のあの一般質問は今どこに ①職員の歩きが中津愛につながる（6月） ②日本一の青パトを目指して（9月）	市長 教育長 関係者
14	20番	角 祥 臣	1. 過疎化と高齢化対策について ①住民調査状況 ②交通弱者の支援策 ③住民型有償サービスの普及 2. 市民病院の診療体制について ①時間外診療 ②小児科の対応 3. 観光、インバウンド対策について ①外国人の旅行者数、市内宿泊数 ②案内板、パンフレット ③ボランティアガイド、観光案内所での対応 ④今後の取り組み	市長 関係者

平成28年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答弁者
15	5番	三上 英範	<p>1. TPP協定の批准に反対表明を</p> <p>①政府のTPP影響額試算と中津市農業への影響は</p> <p>②国会決議違反は明確、だから市長は中津市の農業を守るためにも批准反対表明をすべきでは</p> <p>③地域農業の振興策</p> <p>2. 中山間地でも安心して住み続けられる中津市に（中山間地の地域格差是正を）</p> <p>①中山間地に人が住み続けることの意義は</p> <p>②市道の現況と安全管理のために</p> <p>③簡易水道給水施設新設（新規加入）分担金の見直しをすべきでは</p> <p>④誘致企業の騒音問題</p> <p>⑤除雪対策</p> <p>⑥中津市林地等崩壊対策緊急事業の拡充を</p> <p>3. 災害のリスクを減らし、山林の価値を高める施策を</p> <p>①林業関係者の協議の場を早急に</p> <p>②木材を価値あるものに、山の仕事を価値あるものに</p> <p>③温泉施設に木質ボイラー設置の検討を</p> <p>4. 事業用、事業の用に供している固定資産税課税の見直しを</p> <p>①市民への課税の現状</p> <p>②事業用、事業の用に供している固定資産税課税の見直しを</p> <p>5. 旧郡部の教育センター機能の支所総務課所管への変更について</p> <p>①変更の目的は</p> <p>②現教育センターの機能維持は</p> <p>③財政面での効果は</p> <p>④教育の専門性維持の方策は</p> <p>⑤住民の声、支所の実情を考慮し、画一的な所管替えは再考すべきでは</p> <p>6. 中津市独自の奨学金制度の充実を</p> <p>①中津市独自の奨学金制度の現状</p> <p>②奨学金制度の拡充を</p>	市長 教育長 関係者
16	7番	荒木 ひろ子	<p>1. 安心して安全に住み続けられる中津市を目指して</p> <p>①高齢者、障がい者の移手段</p> <p>②子育て支援の充実（保育、医療）</p> <p>③防災、災害情報の市民への提供</p> <p>2. 地元経済と雇用を支える中小業者支援</p> <p>①市内の中小事業所、事業者の実態とニーズの把握</p> <p>②支援策と政策的な仕事おこし</p>	市長 関係者

平成28年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答弁者
17	4番	山影 智一	<p>1. UIJターンの促進と就業支援 ①2回目の成人式や同窓会への助成と就業フェアの効果的開催</p> <p>2. 漁場の環境整備について ①2012年九州北部豪雨災害の対応とヘドロや流出ごみの除去状況 ②漁港のゴミ、空き缶の回収</p> <p>3. ウオーキングで健康、環境整備 ①ロコモ対策とウオーキングの意義と推進 ②中津市運動で健康づくり推進協議会が作成したウオーキングマップの活用状況</p> <p>4. 安心、安全な道路整備 ①横断歩道と歩道の接続部の段差の解消 ②重点整備箇所（蛸瀬、牛神境界の変則5差路交差点の安全対策） ③一ツ松西永添線の整備見通し ④県警との連携、みんなの事故防止マップの周知と道路整備における活用 ⑤登下校時の見守りとウオーキングの推進及びコース整備</p> <p>5. ゴミゼロ、犬猫の終生飼養とフン対策、住環境の整備 ①認識について（河川や路上等のごみのポイ捨ては犯罪か違反か、犬のフンの放置は、猫の餌付けは） ②道路、側溝、河川、海岸のゴミ問題の現状と対応 ③犬猫のフンと餌付け問題の現状と対応 ④今後のゴミ、犬猫のフン対策（個人、自治区、校区） ⑤市民啓発と教育委員会の取り組み ⑥市民、県民総出で大分うつくし作戦の実施 ⑦ごみ屋敷対策 ⑧中津市環境基本条例と中津市環境美化に関する条例</p> <p>6. スマートフォンが地域、街の課題を解決する時代 ①道路の修繕、災害情報、自然保護、高齢者と子どもの見守り、地域振興での活用 ②スマホ連絡協議会への加盟</p> <p>7. 障がい者歯科について ①中津市民病院に障がい者に対応しうる歯科治療体制の確立</p>	市長 教育長 関係者
18	8番	松葉 民雄	<p>1. 食品ロス対策について ①コンビニやスーパーの食品廃棄の現状 ②行政の取り組み ③災害備蓄品の賞味期限切れの処理</p> <p>2. ごみ収集対策について ①焼却炉の耐用年数と今後の対応 ②カセットボンベの対応 ③有料化の検討は</p> <p>3. 生活困窮者支援について ①フードバンクの活用 ②生活困窮者や社会福祉施設への仕組みづくり ③生活保護確定までの期間 ④就労支援対策</p> <p>4. 機構改革について ①教育センターの現状と今後の対応 ②アクアパークの取り組み</p>	市長 教育長 関係者

平成28年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答弁者
19	21番	高野 良信	1. 地方活性化について ①地域社会の再構築 ②コミュニティネットワーク 2. 移住、定住の促進について ①移住者増加策 3. 市民病院の取り組みについて ①看護部TQM発表 ②市のTQMに関する取り組み 4. 子育て支援について ①子育て交流館	市長 関係者
20	25番	草野 修一	1. 旧下毛各支所の今後の課題 ①機構改革による支所業務の変化、支所に対する考え方 ②耶馬溪観光室の業務内容と範囲 ③地域・教育振興係の業務内容と人員配置 ④地域支援員の業務内容と今後の見通し 2. 地域創生事業と過疎対策 ①合併後10年を過ぎて旧郡部への支援策の検証 ②地域コミュニティの再構築と人材育成 ③旧町村個別の寄附による資金調達は可能か ④旧郡部の高齢者福祉の取り組み、支援ハウスの増設 3. 中津日田高規格道路 ①現在の中津日田道路の進捗状況と今後のスケジュール	市長 関係者
21	24番	藤野 英司	1. 2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック ①キャンプ地誘致の取り組み 2. スポーツ施設整備 ①ナイター照明に対する考え方（新野球場と永添運動公園） ②田尻ファミリー公園ソフトボールグラウンドの利用 3. 再生可能エネルギー ①太陽光発電特別会計廃止後の考え方 ②木質バイオ発電の取り組み 4. 各施設及び街灯のLED化 ①2014年12月議会以降の進捗状況	市長 教育長 関係者
22	1番	古森 三千年	1. 職員の指導について ①指導方法、教育 ②臨時、途中採用 ③異動時の連絡 2. 市の無形文化財について ①手続、内容、補助 3. 緊急情報ネットワークシステムについて ①今回、連絡を受け取れなかった原因 ②今後の対策 4. 空き家について ①特定空家の件数 ②今後の対策	市長 教育長 関係者
23	3番	中村 詔治	1. 中津市農業基本計画の策定を ①中津市農業の推進方針とそれぞれの地域に合った農業政策を中長期に進める柱が必要ではないか 2. 指導農業士の枠の拡大を ①県への申請は現在の3名から5名とするべきではないか	市長 関係者

平成28年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答弁者
24	6番	川内 八千代	<p>1. 防災体制の構築と情報伝達について</p> <p>①市民生活に影響を与える災害の捉え方（例えば水道事故）</p> <p>②情報伝達を全市民に伝える体制を</p> <p>③消防体制を整備し、全市民に安心、安全な生活補償を</p> <p>2. 下水道事業について</p> <p>①全市民が公平なサービスを受けられるように、未整備地域解消に向けた事業計画を</p> <p>3. 子どもの医療費無料化制度の拡大を</p> <p>①中学卒業まで通院無料にして子育て世代支援を</p> <p>4. 高齢者施策の充実を</p> <p>①各種の高齢者福祉施策の対象者は独居や高齢者世帯に限るのではなく、実態を反映させた活用を</p> <p>②コミュニティバスの拡充で引きこもり防止、社会参加を進める</p> <p>③空き家を活用して在宅で過ごせる地域づくりを</p> <p>④民生委員の活躍を補償し、増大する任務に対応できる処遇と配置を</p>	市長 関係者

報 告

教育委員会事務局職員の人事異動（内示）について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

平成28年3月30日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

報 告

耶馬溪地区の学校の今後について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

平成28年3月30日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

4月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場 所	主催・担当課等	出席依頼者
1日（金）	：				
2日（土）	：				
3日（日）	：				
4日（月）	：				
5日（火）	：				
6日（水）	：				
7日（木）	：				
8日（金）	：	小・中学校始業式	各小・中学校	学校教育課	
9日（土）	：				
10日（日）	：				
11日（月）	：				
12日（火）	：	中学校入学式	各中学校	学校教育課	
13日（水）	：	小学校入学式	各小学校	学校教育課	
14日（木）	：	幼稚園入学式	各幼稚園	学校教育課	
15日（金）	：				
16日（土）	：				
17日（日）	：				
18日（月）	：				
19日（火）	：				
20日（水）	：				
21日（木）	：				
22日（金）	13：30	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
23日（土）	：				
24日（日）	：				
25日（月）	：				
26日（火）	：				
27日（水）	：				
28日（木）	：				
29日（金）	9：00	第26回 八面山平和マラソン大会	三光総合運動公園 多目的グラウンド	体育・給食課	
30日（土）	：				

3月 教育委員会報告

日・曜	時間	催し物	場所	備考
1日(火)	:			
2日(水)	:	議案質疑(～3/3)		特に幼児教育2年制試行
3日(木)	:			フッ素、機構改革の質問多し
4日(金)	:	中学校卒業式	各中学校	
5日(土)	9:00	耶馬溪フットサル交流大会	耶馬溪海洋センター	
		長者屋敷現地説明会		史跡の貴重さを説明
6日(日)	:	まなびんフェスタ		大盛況
7日(月)	:	臨時教育委員会		教員人事確認
8日(火)	:	文教経済常任委員会		幼児教育2年制の質問集中
11日(金)	:	議決		幼児教育関連議決 以後、豊田幼稚園受付開始
12日(土)	:	朝吹栄二生誕祭 生涯学習大学閉校式		朝吹先生の顕彰、小学生による発表 生涯学習大学盛大
13日(日)	:			
14日(月)	:			
15日(火)	:	定例市議会 一般質問(～17日)		別紙で報告
16日(水)	:			
18日(金)	:	山国川治水対策検討委員会		馬溪橋関係
18日(金)	:	校長会議		人事内示
19日(土)	:			
20日(日)	:			
21日(月)	:			
22日(火)	:			
23日(水)	:	小学校卒業式	各小学校	
	:	幼稚園卒園式	各幼稚園	
24日(木)	10:00	耶馬溪高年大学卒業式	耶馬溪公民館	
		修了式	各小・中学校	
25日(金)	:	定例市議会 閉会		
26日(土)	:			
27日(日)	:			
28日(月)	:			
29日(火)	:			
30日(水)	16:30	定例教育委員会	教育委員会室	
31日(木)	:			